

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 38(オ)461	原審裁判所名	名古屋高等裁判所金沢支部
事件名	保証債務金請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 39 年 9 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 38 年 2 月 1 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 75 号 177 頁		

判示事項	建設業法第一九条の法意。
裁判要旨	建設業法第一九条は、書面によらない建設契約を無効とする趣旨ではないと解すべきである。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人中村領策の上告理由について。 甲一号証に記載されていなくとも、人証によつて認定しうる以上、所論保証契約の存在を肯定しても、実験則および引用の判例に違反するものではない。 <u>また建設業法一九条は、農地法二五条と同じく、書面によらない契約を無効とする趣旨ではないというべきである。</u> 論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する事実認定を非難するに帰し、採用しえない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 柏原語六 裁判官 横田正俊 裁判官 田中二郎)